

11 保健

No.	取 組 名	担 当	ページ
11-1	保健	保健医療部保健予防課	353

No.	取組名	保健
11-1	担 当	保健医療部 保健予防課

【相談】

新型コロナウイルス感染症に関する市民からの相談は、感染拡大の波ごとに増加し、保健所職員だけでは対応が難しくなったため、他部署の支援や人材派遣等を活用し対応した。発生初期は受診や感染不安に関する相談が多く、以降は自宅療養に関する相談や、診断書、療養証明書、配食サービスに関する問い合わせなど多岐にわたった。

令和2年1月27日から新型コロナウイルス感染症に関する電話相談を開始し、2月には川越市新型コロナウイルス相談専用電話（令和2年3月1日「川越市帰国者・接触者相談センター」に改称）を設置した。第1波では最大210件/日の相談があり、応援職員を増員するとともに電話回線の増設により対応した。第2波においては電話相談のための派遣看護職を導入し、相談対応の強化を図った。第3波になると「埼玉県受診・相談センター」が設置され、保健所への受診先についての相談は一時的に減少するものの、感染拡大の波が発生するたびに医療体制がひっ迫し、以降も受診困難な患者からの相談は継続した。第6波以降はオミクロン株の影響で急激な感染拡大へとつながったことから相談件数は最大489件/日に達した。陽性者の増加とともに保健所は患者の対応に追われることとなり、令和4年9月から相談対応を含む事務業務についても人材派遣を導入し、業務の負担軽減を図っていった。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、川越市帰国者・接触者相談センターを廃止した。県では埼玉県受診・相談センター等を統合することで新たな専用相談窓口として「埼玉県コロナ総合相談センター」を設置し、以降の相談は主に当該窓口で対応した。その後、同センターは令和6年3月末をもって終了し、既存の相談窓口へ統合されることとなった。

【検査】

新型コロナウイルス感染症の検査については、当初、行政が実施の有無を判定する行政検査のみが行われた。保健所で症状等を確認後、帰国者・接触者外来等で検体を採取した後、保健所職員が埼玉県衛生研究所まで検体を搬送し検査を実施するという流れであった。検査件数の増加に伴い、衛生研究所の負担増加が懸念されることとなり、令和2年3月から保健所において検査できる体制を整備した。また、令和2年5月からは抗原検査キットが承認され、検査効率の向上につながった。

第3波以降は川越市医師会の協力により外来対応の可能な医療機関が増加し、それとともに行政検査の委託契約を締結する医療機関も増加することとなり、次第に検査体制が整備されていった。令和3年12月からは県が埼玉県PCR検査等無料化事業を開始したことにより、無症状で感染不安がある方等は薬局やドラッグストア等で簡易に検査を行えるようになった。保健所における検査については、クラスター発生時のスクリーニング検査等が

主なものとなり、徐々に検査件数は減少した。

その後、令和5年3月31日で埼玉県PCR検査等無料化事業は終了し、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、行政検査の委託も終了した。保健所において実施していた高齢者施設等の検査についても令和6年3月末をもって終了した。

【積極的疫学調査、健康観察、クラスター対応】

●積極的疫学調査

感染症法第15条に基づき、感染源の推定や濃厚接触者等の把握を目的として、患者への聞き取りや関連のある施設を調査する積極的疫学調査を実施した。陽性者の情報や症状の経過、行動歴、濃厚接触者の把握などが行われたが、陽性者本人の体調の変化や言語の壁、濃厚接触者の広がり等が調査を難しくする要因となった。

流行当初は調査項目が多岐にわたり、療養期間も長く、追跡すべき接触者の範囲も広範囲だったため、陽性者が一人発生した際に生じる業務量は膨大であった。その後、クラスター発生等により保健所業務がひっ迫する中、調査方法の見直しを行い、業務の効率化を図った。

第5波になるとデルタ株を中心とした感染拡大により、従来の調査方法では即日での調査継続が困難となった。そのため体調不良者を優先的に実施するなど、調査の見直しを行った。

第6波以降はオミクロン株の流行により患者が急増したため、濃厚接触者の限定等、調査の重点化で対応した。また、兼務・応援職員や派遣看護職を活用し、多数の陽性者が発生した場合においても業務を継続できる体制を整備した。陽性者の増減に伴い業務量は日々変動する中、柔軟に職員を配置し対応するといった状況は、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで続いた。

なお、本市では、積極的疫学調査を行うための標準的な調査票として、県の「情報収集シート」を準用し調査を行った。

●健康観察

第1波から第5波までは、新型コロナウイルス感染症のすべての陽性者に対し、保健師を中心とした保健所職員が1日1回から2回、訪問や電話等により健康状態を確認する健康観察を実施した。

第1波当初より他部署の保健師も加わり、第3波からは派遣看護職の導入により、感染状況に応じて人数を調整しながら続いた。第5波では、感染拡大に備えて県が自宅療養者支援センターを設置したため、軽症者等の条件を満たす陽性者については、同センターに健康観察を依頼できることとなった。しかしながら、陽性者の急増に伴い支援センターが一時的に機能停止に陥り、保健所の健康観察が過大となったことから、保健師以外の職員を動員するなどで対応した。

第6波以降は、オミクロン株の急激な感染拡大を受け、多数の陽性者の健康観察を行う必要が生じたことから、保健所が担当する健康観察は、高齢者をはじめとする重症化リスクの高い陽性者への対応が主なものとなり、体調悪化時には即座に入院調整に繋げられるよう、電話による方法が中心となった。一方で、軽症者への健康観察は陽性者自身がMy HER-SYS

へ健康状態等を登録する方法が主流となり、支援センターや医療機関等による健康観察も本格的に稼働した。

令和4年1月、県にファーストタッチセンターが設置され、保健所がファーストタッチセンターへ依頼することで軽症者への初回連絡はSMS（ショートメッセージサービス）で行われるようになった。また、令和4年6月からは、保健所からの依頼がなくとも軽症者への初回連絡が実施されたため、保健所の負担軽減につながった。なお、こうした対応については、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続した。

●クラスター対応

本市においても多くの医療機関や福祉施設等でクラスターが発生した。第3波に本市初のクラスターを認め、その後、第4波、第5波では発生数が減少したが、第6波以降はオミクロン株の影響により、高齢者施設を中心に多数発生することとなった。

第6波以降は病床がひっ迫し、入院調整が滞るなど、クラスター発生施設において入院待機者が増加した。また、スクリーニング検査や多数の陽性者、濃厚接触者の対応等、昼夜を問わず、迅速な対応が必要とされた。

【自宅療養者支援】

●配食サービス

令和2年11月から自宅療養者に対して、県が調達したミールキット（一定期間常温で保存可能な食材が箱詰めされたもの）の配送を開始した。当初は支援者のいない自宅療養者を対象としていたが、令和4年9月からは自宅療養期間中においても症状軽快後の外出が可能となったため、配送対象を症状があり、外出できない方に限定した。

配送は、当初保健所職員が行っていたが、第6波で自宅療養者が急増し、配送数も急増したため、民間事業者への業務委託を開始した。その後、県は令和4年10月末をもって在庫限りでミールキットの配布を終了したが、市は独自でミールキットを調達し、新型コロナウイルス感染症の5類移行時までサービスを継続した。

●パルスオキシメーターの貸出し

パルスオキシメーター（指を挟むことで血中酸素飽和度を測定する装置）の貸出しは、当初、保健所職員による直接配送・回収が行われていたが、配達件数の増加により第5波以降はレターパックを利用する方法に変更した。

第7波ではパルスオキシメーターが不足したため、重症化リスクの高い方から優先的に貸出すこととなったが、令和4年9月に発生届の対象が限定され、県によるパルスオキシメーターの貸出しも発生届対象者または希望者に変更されたため、パルスオキシメーターの不足は解消された。その後、貸出事業は、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続した。

●酸素濃縮装置の貸出し

第 5 波の感染拡大を受け、自宅療養中の酸素飽和度が低下した患者に対し、医師の指示に基づき酸素濃縮装置の貸出を開始した。令和 3 年 11 月 17 日から令和 5 年 5 月 31 日まで、医療機器メーカーと賃貸借契約を締結した。当初、10 台の装置を有していたが、感染状況や過去の貸出実績を考慮し、令和 5 年 4 月 1 日以降は 6 台に縮小した。

契約期間中に合計 19 台の貸出を行い、内訳は施設向け 12 台、個人向け 7 台であった。

●通知・証明書等の発行

第 1 波から第 5 波では、陽性者全員に就業制限等の通知を発行したため、多大な業務量を要した。第 6 波になると、急速な感染拡大に伴い、さらに保健所業務がひっ迫し、国からの通知により、全陽性者へ就業制限等通知の発行は不要とされ、希望者への療養証明書の発行に限られることとなった。本市では電子申請を導入して事務の効率化を図ったものの、希望者からの発行依頼は依然として多く、併せて療養期間に関する問い合わせも多い状態が続いた。次第に療養証明書の発行に関する保健所の負担は全国的な問題と認識されることとなり、国から代替策が示されるなど対策は講じられたものの、負担の解消までには至らなかった。

令和 4 年 9 月 26 日に全数届出の見直しが行われ、以後は発生届対象者のみ療養証明書の発行が可能となった。そうした対策により、令和 4 年 10 月からの発行数は減少することとなった。

最終的に、療養証明書の発行は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、令和 5 年 5 月 30 日で終了した。

【搬送】

新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、感染が疑われる患者が発生した場合、診療及び検体採取を行う帰国者・接触者外来との受診調整を保健所が行った。感染が疑われる患者が陽性者と確認された場合は、入院調整（県の入院調整本部へ患者情報等を伝え、受入医療機関の調整を依頼する）を進め、医療機関までの搬送を行った。当初は入院患者の受入医療機関が不足していたため、市外や県外の医療機関まで搬送する場合もあり、過大な時間を要することもあった。また、宿泊療養施設での療養希望者が発生した場合は、施設への搬送も行っていたため、対応に多くの人員と時間を要した。

また、血中酸素飽和度が低下し酸素吸入が必要な患者等については、第 1 波時から川越地区消防組合消防局の協力を得て、救急車による搬送を行った。

次第に搬送業務の体制整備が進められたが、第 6 波の感染拡大により保健所職員だけでは搬送業務の維持が困難になり、民間救急の事業者を導入することで新型コロナウイルス感染症の 5 類移行時まで継続することができた。

【入院、宿泊療養】

●入院体制

入院体制については、県により確保されていた入院病床について、県の入院調整本部と調整を図った。県は入院体制を強化し、重症者支援コーディネーターを配置して適切な入院医療を提供する体制を整えた。

しかし、第5波では患者急増により病床がひっ迫し、入院待機時間が48時間を超える事例が発生した。このため、県は酸素投与を行う南部酸素ステーションを開設し、さらにオミクロン株の影響で陽性者が急増した際には新たな酸素ステーションを設置した。病床がひっ迫した場合には、一時的に酸素ステーションへの入所を調整することで対応した。

第6波以降は、感染力の強いオミクロン株の影響で透析患者や妊婦、小児の入院調整が困難になるケースや、軽症患者でも在宅サービスの不足から入院を希望するケースが増加した。

●宿泊療養体制

令和2年4月、厚生労働省により軽症者が自宅や宿泊療養施設で療養できることが示され、県により宿泊療養施設の整備が進められた。本市では令和2年5月に初めて宿泊療養施設の利用を開始した。施設の開設・運営は県が行い、保健所は入所希望者の受付や調整、搬送を担当した。

令和4年9月26日以降、発生届の対象外の者は県の陽性者登録窓口に登録した者のみが宿泊療養施設に案内され、令和5年4月19日に受付が終了した。

【公費】

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等については、令和2年3月から保険適用とされ、川崎市と医療機関との間で感染症法第15条に基づく行政検査の委託契約を結ぶことにより、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行するまでの間、健康保険適用後の本人負担分を公費で賄った。

新型コロナウイルス感染症の入院医療費については、感染症法第19条及び第20条に基づく入院勧告等により入院した患者に係る費用の健康保険適用後の本人負担分を公費で賄った。

新型コロナウイルス感染症の感染規模が拡大するにつれ、公費負担額も増加したため補正予算等で対応した。

●新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の公費負担支払い実績

令和2年度	14,425件	67,724,908円
令和3年度	69,721件	259,403,530円
令和4年度	143,064件	326,366,065円
令和5年度	15,665件	32,319,105円

●新型コロナウイルス感染症の入院医療費の公費負担支払い実績

令和 2 年度	374 件	32,879,725 円
令和 3 年度	861 件	101,824,792 円
令和 4 年度	2,103 件	195,563,608 円
令和 5 年度	950 件	79,350,244 円

【データ管理、情報発信】

●データ管理

流行初期には情報管理システムが未整備で、アナログツールによる管理が行われていたが、令和 2 年 5 月から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の運用が開始され、デジタル管理の導入が進められた。

これにより自宅療養中の患者の健康状態確認については簡便化が図られたが、導入当初から十分に機能していたわけではなく、システムの不具合や端末制限等により業務に支障が生じ、多くの医療機関からの発生届の提出が FAX から HER-SYS へ移行することにも時間を要した。その後、第 6 波の感染拡大を迎え、陽性者の急増とともに自宅療養者の増加に伴い、業務の効率化が急務の課題となった。

保健所では、さまざまな業務においてデジタルツールの活用による効率化を推進するとともに、庁内の IT に精通した職員を積極的に任用した。また、民間の人材派遣の活用を進める一方、情報管理や漏洩防止のため、データアクセスの権限を制限するなどの対策を講じた。

●情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速かつ正確に市民に提供した。市公式ホームページや広報川越を通じて、感染状況や予防策、ワクチン接種情報などを随時更新していた。

新規陽性者、死亡者、クラスター等の情報の公表においては、感染症のまん延を防止し、健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため積極的に行う必要がある一方、個人のプライバシーへの配慮に注意する必要があった。

【保健師業務】

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせや入院調整については、平日夜間や休日も含めて昼夜を問わず保健師が対応し、令和 2 年 2 月に相談専用電話を開設して以降、24 時間体制で受け付けた。特に感染拡大期には入院調整や救急要請等の相談が相次いだ。

夜間帯の相談については、当初 4 名の感染症担当保健師が対応していたが、後に他部署の保健師も電話当番に加わるようになった。相談内容は人命に関わる内容が多く、迅速な対応を求められるケースもあり、心理的負担は大きなものであった。

【人員体制】

健康危機対応における応援体制は、感染状況に応じた人員配置が重要であり、特に患者増加時に迅速な対応が求められた。そのためには、有事の際に機能する人員確保体制を平時から計画的に整備しておく必要があった。

流行初期には人員確保に時間を要し、感染拡大のピーク後に配置となることもあった。そうした経験から、発生した新規陽性者数ごとに「フェーズ」を設定し、兼務職員を事前に関連することで、迅速な人員配置が可能となるよう体制整備の見直しを図った。こうした見直しには職員課等の人事担当部署の協力が不可欠であった。さらに第6波においては、フェーズの見直しや業務内容の重点化を図り、第5波以上の保健所への負荷を減じる対策が取られた。令和4年度に入ると、市の業務は次第に通常体制に戻ることとなり、第7波以降は大規模な民間の人材派遣導入により兼務職員の減少につながり、第8波において部外からの応援はゼロとなった。

兼務職員については、令和2年3月から令和4年9月の間に延べ317名にのぼり、最大配置人数は第6波における91人であった。第7波は過去最大の感染規模であったものの、民間の人材派遣を活用することで兼務職員の配置数を抑えることができた。

【民間活用】

新型コロナウイルス感染症に活用するため、以下のとおり外部委託を活用した。

- 1 電話相談対応労働者派遣（令和2年8月～令和3年3月）
感染に関する電話相談を行う派遣看護職を配置した。
- 2 健康観察等対応労働者派遣（令和2年12月～令和5年5月）
陽性者の健康観察を派遣看護職が担当し、必要に応じて人員を調整した。
- 3 搬送業務依頼（令和3年12月～令和5年5月）
陽性者の宿泊療養施設や入院医療機関への搬送を民間救急事業者に依頼した。
- 4 車両運行管理業務委託（令和3年12月～令和5年5月）
保健所の車両による物資搬送業務を委託し、主に自宅療養者へのミールキットや医療機器（パルスオキシメーター、酸素濃縮装置）の搬送を行った。
- 5 感染症関連事務業務等対応労働者派遣（令和4年9月～令和5年6月）
感染症関連業務を担当する派遣職員を活用し、業務の効率化を図った。

以上の施策により、保健所職員の負担が軽減されたが、予算の確保、契約事務、派遣労働者の管理等、新たな業務が発生する点は留意する必要があった。

12 物資

No.	取 組 名	担 当	ページ
12-1	防災備蓄品の管理・活用	防災危機管理室	363
12-2	保健所備蓄品の管理・活用	保健医療部保健予防課	365
12-3	寄附物品の活用	保健医療部保健医療推進課	367

No.	取組名	防災備蓄品の管理・活用
12-1	担 当	防災危機管理室

【１．背景と目的】

避難所における感染拡大を防止するために必要な物品を購入し、避難所となる小中学校等へ配備するもの。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和２年度

品目	数量	財源	決算額
使い捨てマスク	100,000 枚	一般財源	5,445,000 円
パーテーション	1,500 個		36,872,000 円
簡易段ボールベッド	150 個		1,424,500 円
カード型体温計	1,600 個		508,640 円
簡易飛沫予防衣	400 着		528,000 円
ガウン	10 枚		5,500 円
フェイスシールド	800 枚		152,240 円
ペーパータオル	50,000 枚		44,000 円
雑巾	750 枚		66,506 円
消毒液	226 本		273,906 円
漂白剤	150 本		37,125 円
ハンドソープ	160 本		105,600 円
合 計			45,463,017 円

※当初予算のほか、議会費の削減等による補正予算により実施。

●令和３年度

品目	数量	財源	決算額
簡単トイレ	2,520 枚	国庫支出金	302,148 円
不織布スリッパ	3,750 足	新型コロナ	148,500 円
ハンドソープ	375 本	ウイルス感	84,562 円
消毒液	100 本	染症対応地	51,150 円
ウェットティッシュ	650 パック	方創生臨時	57,200 円
ガウン	100 枚	交付金	13,200 円
合 計			656,760 円

●令和４年度

品目	数量	財源	決算額
ワンタッチルーム&インスタントトイレ	252 セット	国庫支出金 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	1,702,008 円
簡易トイレ	12,600 枚		1,559,250 円
抗原定性検査キット	3,500 個		1,886,500 円
ウェットティッシュ	550 パック	一般財源	1,559,250 円
合 計			5,196,158 円

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に移行する以前に避難所を開設した実績は１回で、令和４年７月の大雨の際に避難所３箇所を開設した。

避難者はいずれの避難所も数名で開設期間も５時間程度であったが、消毒等の感染症対策を実施し、避難者の体調不良やその後の感染拡大に関する報告もなかったことから、一定の効果があったものと考えられる。

No.	取組名	保健所備蓄品の管理・活用
12-2	担 当	保健医療部 保健予防課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応では、PPE（個人防護具）等の感染対策物資や業務に必要な情報端末、増加する相談に対応するための電話機等多くの物資が必要となった。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●新型コロナウイルス感染症対応時の確保物品

PPE等
N95マスク
サージカルマスク
手袋
フェイスシールド
ゴーグル
防護服
ガウン
靴カバー
キャップ
感染者隔離搬送用バッグ
納体袋
ビニールシート
アンダーウェア
エプロン
スクラブ
消毒用品等
手指消毒アルコール
消毒用エタノール
感染性廃棄物処理容器
検体容器等
ゴミ袋
次亜塩素酸ナトリウム
体温計
パルスオキシメーター
血圧計・聴診器
ペーパータオル
資機材等
搬送車（隔壁付）
普通車（搬送車追走用）
資材運搬車
パソコン
タブレット端末
携帯電話
電話回線
電話機
モバイルルーター
印刷機
シュレッダー
ヘッドセット
アクリル板
机
椅子
ホワイトボード
空気清浄機

本市では、N95 マスクや手袋、ガウン等の PPE 等は主に国や県からの譲渡や民間企業等からの寄付によって賄われた。

兼務職員、応援職員のパソコン等の情報端末については、自らの業務用パソコン等の持参や情報政策課の貸出しにより対応した。また、事務対応の派遣職員の受入れを開始した際は、一度に多くのパソコンが必要となったことから、保健予防課でパソコン等の賃貸借契約を締結することで対応した。

【3. 効果】

必要な物資を調達することにより、円滑な新型コロナウイルス感染症対応を実現した。

【4. 実施上の課題と対応】

物資保管場所を確保する必要性が生じたため、保健総務課が中心となりスペースの確保に努めた。

【5. 国・県との関連】

PPE（個人防護具）については、国・県から提供を受けた。

【6. 事業費】

①令和2年度

事業費 1,815,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費対応

②令和4年度

事業費 742,445 円

財 源 ふるさと納税

予算措置 令和4年12月補正予算（第9号補正）

等

No.	取組名	寄附物品の活用
12-3	担 当	保健医療部 保健医療推進課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大を受け、感染対策を目的として、民間企業、市民等からマスク、消毒液等の寄附があった。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和元年度から令和4年度にかけて、民間企業、市民等から、マスク、消毒液等の寄附があった。受け入れた物品は、希望のあった所属や市内公共施設等に配布し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に使用した。

年度	区分	件数	主な物品
令和元年度	企業・団体	2件	マスク
令和2年度	企業・団体	40件	マスク・消毒液等
	個人	64件	マスク・消毒液等

令和3年度には企業・団体から1件、個人から1件、
令和4年度には企業・団体から1件の寄付をいただいた。

【3. 効果】

物資を有効活用したことにより、新型コロナウイルス感染症対策に寄与できた。

【4. 実施上の課題と対応】

市民からの寄附申し出のうち、数量が100未満であり、かつ1件当たりの価格が3万円程度未満の物品については、簡便性や利便性を考慮して礼状発送の手続きを省略した。